

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書の受付 平成23年5月19日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 「旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事」が平成22年1月から4月まで実施され、埼玉県は工事費1億3,873万6,500円を支出した。

しかし、平成20年3月の日本赤十字社（以下「日赤」という。）との土地売買契約書では「土地に隠れた瑕疵があっても、県は責任を負わない」となっている。

よって、県が工事費を支出したのは不適切であり、日赤が責任を負うべきであった。

イ 県は、再生砕石製造事業所への立入検査等を行い石綿の混入原因を調査したが、石綿含有建材を発見できずに原因不明とした。ずさんな調査により原因不明として県が工事費を支出したのは不適切である。

(2) 請求する措置の内容

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払金額1億3,873万6,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

「旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事」の支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部管財課、環境部産業廃棄物指導課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、総務部及び環境部の職員が立ち会った。

また、同日、総務部及び環境部の職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 県は、再生砕石中に石綿含有建材が混入している認識が欠如していた。平成21年8月、本件土地についてサンプル調査、検査料を自己負担してまで再生砕石のアスベスト汚染を摘発したのは住民側の努力の成果である。

イ 石綿混入の再生砕石が敷設された土地は、民法第570条の「売買の目的物に隠れたる瑕疵」に相当し、売主の責任を規定する。しかし、土地売買契約書第6条には「瑕疵担保責任免除の特約」が付されている。しかも、県はこの瑕疵を知って売却したわけではないので、民法第572条にある特約の例外規定「知りて告げざりし事実」にも該当しない。よって、「瑕疵担保責任免除の特約」は有効であり、県は瑕疵担保責任を負わなくてもよいのである。

ウ 第6条の瑕疵担保責任に当たらないというのであれば、その理由を説明すべきである。日赤との負担の交渉をどのようにしたのか明らかでない。

エ どういう立入検査をしたか分からないが、全く問題ない、という結論を出した。当時の県や市の職員には目視能力がほとんどない。

専門家を交えず、十分な知見を持たない県職員によるずさんな調査をもとに、原因が特定できないとすることは遺憾である。

オ 国の指示による平成22年の再生砕石製造事業所の全国調査の結果、本件の再生砕石を製造した事業所（蔵市）で石綿含有建材が採取された。以前からの石綿含有建材混入が窺われる。

カ 県もさいたま市もこの問題を「自分たちで投げ込んで騒いでいる人たちがいる」と国に報告し、告発した住民を犯人扱いにした。名誉棄損も甚だしい。この疑いを晴らすために、悔しさをバネにして再生砕石の調査を開始した。全国の260か所以上を調査し、再生砕石の石綿混入が確認できた地点は99%という高比率だった。

キ 本件の再生砕石を製造した事業所から、本件と同じ時期に搬出された再生砕石について、平成21年12月の県議会一般質問で環境部長は、搬出先14か所を全て調査したが、建物が建設されていて判らなかったと答弁している。私たちはその後、同じ事業所から搬出された再生砕石に石綿混入を確認し県に通報した。県は混入原因の解明に不熱心だ。

ク 発注者である県も被害者である。自身の手で原因究明できないのであれば、被害届を出し刑事告発すべきである。

ケ 再生砕石撤去工事は住民のためというよりも、日赤に対する過大な配慮が働いている。癒着の構造があるのではないかと思わざるを得ない。

コ 日赤への本件土地売却については、県は不当な廉価で便宜供与を図ったことか

ら住民訴訟を提起し係争中である。

- サ 県は本当に住民に配慮して撤去工事を行ったものではない。平成21年8月に再生砕石に石綿の混入が判明してすぐに県が行った3日間の除去工事では、浦和青年の家跡地のうち日赤に売却した部分だけを対象とし、売却しない部分は対象としなかった。住民のためなら全部を行うはずである。
- シ その後私たちは、県管理の道路、駐車場、工事現場などの再生砕石の中にも石綿があると公表してきた。それらの場所について、県は近くに人家があるところも一切除去していない。本当に住民のためといえるのか大変疑わしい。
- ス 石綿混入再生砕石の撤去工事はマニュアルがないため、住民とのリスクコミュニケーションと専門家を入れての綿密な計画が必要だと私たちは要請したが、聞き入れられなかった。県の撤去工事は試行錯誤のずさんな方法であったため、差止めを提起した。
- セ ずさんな計画で工事費が跳ね上がった。追加工事の契約時の総額は約6千万円であった。ところが、たび重なる変更契約を行いトータルで約1億3,800万円に膨れ上がった。工事内容を十分に吟味せずに見切り発車したからであり、最初から計画的に十分詰めて行えば、これほどかからずに済んだ。
- ソ 工事を急いだための過大な出費もある。高額の工事用テントを次々増やし、無駄な出費を重ねた。日赤に早く建設させるために工事を急いだ。県民の財産よりも、日赤に対する過大な配慮が見える。
- タ 県は財政が大変逼迫している。だから、本件土地も公園にしてほしいという多くの市民の要望を無視して日赤に売却した。それなのに、1億3,800万円もの県民の財産を安易に支出した。無駄な出費が非常に多い。そして、他に払ってもらう努力を一切していない。

日赤への売買価格といい、今回の工事費負担といい、県民の財産をこのような形で大きく減じることは許されない。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ア 管財課

- ア) 石綿含有建材が土地に從來から内在した隠れた瑕疵ではなく、県が土地を日赤に売却する前に実施した既存建物の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中から石綿含有建材が発見されたことから、土地売買契約書第6条に定める「土地に隠れた瑕疵」に該当せず、県の責任でこれを撤去すべきであると判断した。
- イ) 原因調査については、管財課では、平成21年9月2日、石綿含有建材が発見された現場で指導監督権限のあるさいたま市の環境対策課及び廃棄物指導課とともに解体工事請負業者及び再生砕石の製造業者に対する調査を行ったが、再生砕石を敷いてから既に2年以上が経過していることもあり、混入していた原因は特定できなかった。
- ウ) 再生砕石の撤去については、指導監督権限のあるさいたま市から建物の解体工事に適用される「吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」の趣旨を踏まえて、石綿含有建材を含む再生砕石の全量撤去を求められたこと。

また、大気中の石綿飛散濃度の測定結果は一般地と変わらないものの、地域住民の方々の健康被害についての不安が非常に大きかったこと。

さらに、日赤から社屋の建設を円滑に進めるために早急な対応を求められていたこと。

以上を総合的に判断して、石綿含有建材が混入した原因は特定できないが、県の責任で再生砕石の撤去工事を行ったものである。

イ 産業廃棄物指導課

ア) 平成21年9月1日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条に基づき、産業廃棄物指導課職員2名、中央環境管理事務所職員2名及びさいたま市職員2名が本件の再生砕石製造事業者に対して立入検査を行った。処理施設、処理前の廃棄物及び再生砕石の保管場所を確認したが、不適正な処理は確認できなかった。

イ) 立入検査と併せて同事業者に対して、旧浦和青年の家跡地に再生砕石を敷設した平成19年2月当時の廃棄物の受入れや再生砕石の製造の状況について聞き取り調査を行うとともに、次の書類の提供を受けた。しかしながら、原因究明につながる情報は得られなかった。

① 旧浦和青年の家を解体した事業者から解体後の廃棄物を受け入れた日及び量並びに解体後の旧浦和青年の家跡地に敷設した再生砕石の量

② 旧浦和青年の家跡地への再生砕石敷設工事が始まった平成19年2月19日の3日前である同年2月16日から、敷設工事が終了した2月21日の間に受け入れた廃棄物の排出事業場、搬入台数、量、排出事業者の名称等（「受入廃材明細票」）

③ 平成19年2月19日から、敷設工事が終了した2月21日の3日後である24日までの間の再生砕石の出荷先と量（「製品出荷明細票」）

ウ) 平成21年11月から12月に、産業廃棄物指導課職員、中央環境管理事務所職員及びさいたま市職員が、当該再生砕石製造事業者から提供された「製品出荷明細票」に記載されていた再生砕石の出荷先のうち、場所が特定できた現場14か所について、石綿含有産業廃棄物の混入の有無や露出の状況を確認するため調査を行った。しかしながら、いずれの現場も既に道路や建築物が建設され、舗装されていたため再生砕石の有無を確認できる状況にはなかった。

エ) 平成21年12月4日、産業廃棄物指導課職員が、旧浦和青年の家跡地に再生砕石を運搬した事業者に対して立入検査を行ったが、その時点では不適正な処理が行われていることは確認できなかった。

オ) 平成21年12月7日、本件の再生砕石製造事業者に対して立入検査を行い、平成19年2月中のマニフェスト（1,918枚）を確認したところ、石綿含有物の取扱い（受入、処分、出荷）はなかった。

（3）執行機関の陳述に対する請求人の意見の要旨

ア 再生砕石は県が敷いたものであり内在したものではないというが、瑕疵があることは明らかであって、その担保責任を負わないという特約を付けているのだから、それがあてはまらないということは理解できない。

イ 撤去工事を行ったことは評価するが、その費用を、原因が分からないといって、

県が安易にこのように県の財産を減じるのはおかしい。
ウ 県が分からないのなら、原因究明の委員会を作って究明するのが当然だ。それを2年経ったから判らないと、安易な形で原因を追及しないところに問題がある。

4 監査対象機関の説明

総務部管財課及び環境部産業廃棄物指導課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成23年6月16日に監査を実施した。

(1) 日赤との土地売買契約書の「瑕疵担保責任免責」条項について

第6条「瑕疵担保責任免責」条項適用の判断基準については、再生砕石の層より下の層から色々なものが出てくれば、その部分については県は責任を負わないと言えるが、本件は県が実施した工事に起因したものと判断できることから、県の責任でこれを撤去すべきと判断した。

庁内の法務相談においても、弁護士から土地の瑕疵ではなく、工事の問題ではないかとの回答を得ている。

土地売買に際して瑕疵担保責任が問われた判例として、地中に排水管、浄化槽が埋設されていた事案、地中にガソリンスタントの埋設基礎等の障害物が存在した事案、地中に陶器などの破片、くず等が埋設されていた事案、地中に建築資材等の廃棄物が埋設されていた事案などがある。

(2) 土地売買契約書第12条に基づく日赤との協議について

本件については、契約書第12条の「この契約に定めのない事項」として、日赤と協議を行った上で撤去工事の実施を決定した。

日赤から、平成21年8月12日付けと同年8月24日付けの二つの協議依頼文書を受けた。

まず、8月17日に県、日赤、さいたま市で今後の対応を協議し、原因は特定されていないが、県が土地を日赤に売却する前の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中に入っていた可能性が高いとの判断から、県が主体となって敷地全体の点検・除去作業を行うこととした。

その結果を踏まえ、8月25日に県、日赤、さいたま市で再度協議を行い、点検により確認ができた量が全体の敷地の約半分程度であり、手作業による点検回収では十分に除去できないと判断したこと、大気中の石綿飛散濃度は一般地と変わらないものの、地域住民の方々の健康被害についての不安が非常に大きかったこと、また、再生砕石の点検後に指導監督権限のあるさいたま市から、建物の解体に係る指針に準じた形で石綿含有建材を含む再生砕石の全量撤去について指導を受けたことなどを総合的に判断して、石綿含有建材が混入した原因は特定できないが、県の責任で再生砕石の全量撤去工事に踏み切った。

(3) 再生砕石への石綿含有建材の混入防止に関する現行制度について

ア 解体工事を行う際

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則により、事前に石綿の使用の有無を調査することが義務づけられている。

調査を実施しなかった場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せ

られる。

建設リサイクル法では、解体工事において事前に石綿の有無の調査を行い、分別解体を行うことが義務づけられている。分別解体の実施が不適当であった場合に、分別解体方法等の変更を命令し、同命令に違反した場合には、50万円以下の罰金となる。

廃棄物処理法では、排出事業者が再生砕石製造事業者に石綿含有産業廃棄物の破碎処理を委託した場合、委託基準に違反し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

イ 中間処理を行う際

再生砕石製造事業者が石綿含有産業廃棄物の破碎処理を故意に受託した場合は、廃棄物処理法の無許可変更に該当し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

また、再生砕石製造事業者は石綿含有産業廃棄物を破碎処理することができないことから廃棄物処理法施行令の処理基準違反となり、改善命令に違反した場合には、許可を取り消されることがある。

ウ 敷設現場において

県が発注者の場合は、財務規則等に基づく検査や確認を行うこととなっている。

また、第三者が再生砕石中に石綿含有産業廃棄物を投棄し混入させた場合、廃棄物処理法の不法投棄に当たり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

エ 廃棄物処理法に基づく立入検査について

家屋解体時の立入検査については、石綿含有建材が使用されている家屋である場合は、解体工事業者に処理方法を聞き取りし、マニフェストの提示を求めるなど、石綿含有産業廃棄物の適正処理について指導を行っている。

平成22年度に届出のあった石綿含有建材の解体現場については、可能な限り立入検査を行った。

中間処理業者への立入検査については、施設の処理状況や保管状況を確認するほか、契約書やマニフェストを確認し、適正処理を行うよう指導している。

(4) 本件の立入検査・原因調査について

旧浦和青年の家跡地の再生砕石についての立入検査等は、次表のとおりである。

調 査 先	再生砕石を敷設した業者
内 容	平成21年9月2日 (県管財課、さいたま市環境対策課・産業廃棄物指導課) ○旧浦和青年の家跡地の現場確認 ○聞き取り調査 ・石綿含有建材の混入は想定外であり、混入検査等はしていない。
結 果	混入原因は不明

調査・検査先	再生砕石製造事業者
内 容	平成21年9月1日 立入検査 (県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、さいたま市産業廃棄物指導課) ○聞き取り調査 ・コンクリートガラ以外は一切受け入れていない。 ・受入れ時点の目視により木くず、金属くずなど異物を発見した場合、搬入を拒否している。 ・物理的な品質管理(粒度・比重等)は年1回実施している。化学的な分析は行っていない。 ○事業所内の状況調査 ・コンクリートガラに混入した金属くず、廃プラ、紙くず、木くずなどは選別され、場内のコンテナ等に適正に保管。 ・製品としてストックヤードに積まれていたものは丸い形状の砕石であった。(角が尖ったスレート板等ではない) ・石綿を含む建材を受け入れるなど不適正な処理は認められなかった。 平成21年9月2日 (県管財課、さいたま市環境対策課・産業廃棄物指導課) ○旧浦和青年の家跡地の現場確認 ○聞き取り調査 ・搬入車は1台ずつ目視でチェックし、スレートなど異物があれば搬入させない。 平成21年11月30日、12月4日 (県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、〈11月30日のみ〉さいたま市産業廃棄物指導課) ○聞き取り調査 ・再生砕石について当時(旧浦和青年の家跡地に敷設した時期)の他の出荷先の調査等を実施 平成21年12月7日 立入検査(県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所) ○事業所内の書類検査 ・当時(平成19年2月1～28日)のマニフェスト(1,918枚)を確認したところ、アスベスト含有物の取扱い(受入、処分、出荷)はなかった。
結 果	混入原因は不明

調 査 先	再生砕石を運搬した事業者
-------	--------------

内 容	平成21年12月4日（県産業廃棄物指導課） ○聞き取り調査 ・本件の再生砕石製造業者との取引は、コンクリートガラの搬入と製品の運搬である。 ・他は、生コン事業者や砂利業者との取引である。 ・当時、当社のダンプにアスベスト等が残存し、当該再生砕石業者の製品を運搬した際に混入したとは考えにくい。
結 果	混入原因は不明

調 査 先	再生砕石の他の使用箇所 ※旧浦和青年の家と同時期に出荷
内 容	平成21年12月4～7日（県内13か所、東京都北区1か所） （県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、さいたま市産業廃棄物指導課と分担） ○現場状況確認 ・敷設されて2年半経過した中では、すべて舗装等されていて砕石を確認できず。（現況：道路又は建物の敷地等）

以上のとおり、再生砕石を敷いてから2年半経過しており、元々の再生砕石に入っていたのか、運搬しているときに入ったのか、敷いた後に何らかの要因で入ったのか確定できないため、混入の責任を業者に負わせることはできないと判断した。

（5）再生砕石撤去工事費の増額の経緯について

石綿含有建材が混入した再生砕石の撤去工事については、全国的に他に例がなく、また、法的な規定やマニュアル等がないため、本件において管財課は、指導監督権限のあるさいたま市等の指導を仰ぎながら工法を検討した。

市からは、建物の解体工事に適用される「吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」の趣旨を踏まえて、撤去工事の施工に先立ち地域住民の理解を十分に得るようにとの指導がなされ、住民説明会を行った。（さいたま市は2回目の住民説明会に立ち会った。）

説明会で住民からは、飛散性が最も高い石綿吹付け材と同等の飛散防止対策を講じるべき等の強い要請があり、県では住民の不安に配慮し、さいたま市と協議し、県で必要と判断した部分の工事を変更（増額）することとした。

こうした経緯の中で、撤去費用は当初契約額の約3,800万円から、最終的に約1億3,800万円まで増額となった。

（6）石綿含有建材の混入が確認された他の県管理地について

混入を確認した以下の県管理地はいずれの場所でも、大気中の石綿濃度測定を行い、一般の大気環境と同等であることを確認している。

ア さいたま新都心第8－1A街区について

環境科学国際センターの専門職員の指導のもと職員が目視で確認された石綿含有建材を手作業で撤去した。現在は一般の方が入らないように柵等をし、残りの再生砕石はそのまま敷設してある。

イ 危機管理防災センター建設前の工事中の時点での土地について

同様の方法で石綿含有建材を撤去し、現況は舗装され飛散はない。

ウ 県民健康センター東側駐車場について

同様の方法で石綿含有建材を撤去し、現況は再生砕石を敷設した状態である。

エ 鴻沼川の管理用通路について

長いエリアで一般の方が使っている。再生砕石が敷設されたのは、石綿含有産業廃棄物が法規制される平成18年10月以前であるため、砕石中に石綿含有建材が入っていた。同様に可能な限り石綿含有建材を撤去し、今後も定期的に飛散がないか管理していく。

オ 蕨市内の県道建設現場について

工事段階で指摘を受けたものが2か所あり、1か所は工事中であったので石綿含有建材を可能な限り取り除き、舗装して飛散のないようにしてある。もう1か所は、平成22年の時点で石綿含有建材を取り除いて柵等をし、一般の方が入らないようにしている。

上記のとおり、大気中の石綿濃度測定を行い、飛散をしていない状況であればその状況を見守ることとしている。今後その土地を改変するときにはどのように対応するかは、状況に応じて判断していく。

(7) 再生砕石製造事業所の状況について

平成22年6月から9月に県内の全80事業所に立入検査を実施し、13事業所で石綿含有建材の混入を確認した。その場で改善を指示し事後に環境管理事務所が改善を確認している。中間処理施設へは年1回、必ず立入検査を行っている。

(8) 石綿混入防止策の強化について

再生砕石への石綿含有建材の混入を防止するため、県としては、排出事業者及び中間処理業者に対して指導を強化することとした。

石綿対策推進本部環境対策部会において、石綿混入防止策の検討を行い、解体現場への立入検査の強化や石綿含有建材の適正処理についての講習会の開催など、関係事業者への指導強化を図った。

今後も、これまで実施してきた対策の一層の徹底を図るとともに、国に対して石綿に係る環境基準の設定を要望していく。

混入防止策の実施状況は次のとおりである。

平成22年2月 解体現場立入検査マニュアルの見直し

平成22年6月～9月 再生砕石製造事業者への立入検査

平成22年12月～1月 基礎データを収集するため、県内4箇所の再生砕石製造事業者の敷地境界における石綿濃度を測定

平成23年3月 (社)埼玉県産業廃棄物協会が「再生砕石のための安全管理マニュアル」を策定

平成23年5月 解体工事業者のための適正処理講習会開催

平成23年6月 再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針策定

5 事実関係

監査対象事項について、総務部管財課及び環境部産業廃棄物指導課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件に係る主な経緯

浦和青年の家及び岸町庁舎の廃止から再生砕石撤去工事完了までの主な経緯は、次表のとおりである。

年月日	内 容
H16.3.31	浦和青年の家及び岸町庁舎を廃止
H18.12.27	知事あてに、跡地売却の凍結と公園としての整備等を求める「旧浦和青年の家跡地利用に関する陳情書」が提出された。 提出者：旧浦和青年の家跡地利用を考える会
H19.2.7	知事あてに、調公園と一体の公園としての活用等を求める「青年の家・青館跡地の有効利用について（お願い）」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
2.28	同施設を解体、敷地に再生砕石を敷く。
7.17	知事あてに、全面公園化と住民説明会の開催等を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
8.2	知事あてに、住民説明会の開催とさいたま市買受け部分の位置変更等を求める「旧浦和青年の家・旧岸町庁舎跡地についてお願い」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
8.4	知事あてに、調自治協力会とは別に住民説明会の開催を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
9.1	調自治協力会主催の住民説明会が開催され、管財課・さいたま市・日赤が出席した。
9.17	浦和青年の家跡地利用を考える会主催の住民説明会が開催され、管財課・日赤が出席した。 全面公園化や日赤の当該跡地への移転の再考、住民との話し合いの継続等を求める意見が出された。
12.13	知事あてに、土地利用の協議に係る県からさいたま市への回答内容に反対し再検討を求める「抗議文」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
H20.1.24	知事あてに、「緑地・防災公園」とするために日赤への売却計画を白紙に戻し、さいたま市への働きかけ等を求める「請願書」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
2.29	「跡地全面は緑の防災公園に！ 日赤事務所の移転に反対します」との意見広告が埼玉新聞に掲載された。 掲載者：浦和青年の家跡地利用を考える会
3.21	跡地を日赤に売却
3.28	知事・日赤・さいたま市長あてに、跡地売買契約の解約を求める「抗議文」が提出された。〈知事あての全面公園化の陳情署名数：17,849人〉 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会 浦和区仲町三丁目住民有志
H21.2.17	県監査委員に、跡地売買契約の無効等を主張する住民監査請求が提出。
4.24	上記監査請求の棄却を受け、知事を被告とする住民訴訟が提起された。

6.23	日赤が新社屋建設工事を着工
7.31	近隣住民と石綿含有建材等の分析調査会社の職員が、敷地内で日赤職員立会いの下、石綿含有の疑いのある建材を3個採取した。それぞれを2分割し、その一方を日赤職員が持ち帰った。
8.11	上記近隣住民から、採取建材から石綿検出の旨、日赤に連絡があった。
8.13	近隣住民が採取した建材の片割れ（3個）を日赤から県が譲り受け、石綿含有量を調査した。その結果、3個とも基準値を超える量の石綿の含有を確認した。
8.17	県、さいたま市、日赤が対応を協議した。 県から、大気中の石綿濃度の測定、石綿含有の疑いのある建材の分布状況等を把握するための目視による点検及び当該建材の手作業による除去・回収を行うことを市に報告し、市の了解を得た。
8.20 -22	石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の点検・除去作業を実施した。 (建材約16.6kgを回収)
8.24	知事・日赤支部長あてに「アスベスト含有建材破砕石（礫）の件で抗議と要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会、浦和第一女子高校関係者有志 浦和青年の家跡地利用を考える会
8.25	点検・除去作業の結果を踏まえ、県、さいたま市、日赤が今後の対応を協議した。県はさいたま市から再生砕石の全量撤去を指導された。
8.26	8月20日～8月22日に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量を調査し、含有を確認した。
9.7	知事及び総務部長あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.9	再生砕石の全量撤去工事を契約
10.15	知事あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る請願」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.27	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会（第1回）
12.2	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会（第2回）
12.24	再生砕石の全量撤去工事（追加工事）を契約
H22.1.18	再生砕石の全量撤去工事着工
1.21	一部住民から全量撤去工事の差止仮処分申請がなされた。
3.12	3回の審尋を経た後、全量撤去工事の差止仮処分申請が却下された。
4.30	再生砕石の全量撤去工事完了

（２）日赤との土地売買契約について

平成20年3月21日付けで締結した日赤との土地売買契約の主な内容は、次表

のとおりである。

売買価格		5億8,454万円
売買物件	所在 (地積)	さいたま市浦和区岸町三丁目76番1 (1,976.47m ²) さいたま市浦和区岸町三丁目79番5 (598.56m ²) (地積合計 2,575.03m ²)
指定用途		日赤埼玉県支部の新庁舎建設用地
契約者		甲 埼 玉 県 埼玉県知事 上田 清司 乙 日本赤十字社 日本赤十字社社長 近衛 忠輝
条項	第6条	甲(県)は、この土地に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。
	第12条	この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(3) 解体及び付随する再生砕石敷設工事の内容

平成19年2月28日で終了した解体及び付随する再生砕石敷設工事の主な内容は、次表のとおりである。

工事場所	さいたま市浦和区岸町3-79-5他
敷地面積	2,993.29m ²
工 期	平成18年11月1日～平成19年2月28日
請負代金	59,309,250円
解体建物	2,402.53m ²
旧岸町庁舎	669.73m ² (事務所[RC造4階建]、車庫、物置)
旧浦和青年の家	1,732.80m ² (事務所[RC造2階建]、体育館[鉄骨造]等)
解体後の整地資材	再生砕石(RC40-0) 228m ³ 材料検査 平成19年2月10日「合格」(監督員:管財課職員) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事検査	平成19年3月9日「合格」(検査員:管財課副課長) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事請負契約上の「瑕疵担保」の条項	第44条第2項 (略) 瑕疵の補修又は損害賠償の請求は(略) 引渡しを受けた日から1年(略) 以内に行わなければならない。

(4) 再生砕石撤去工事の概要

平成22年1月18日から同年4月30日まで実施された再生砕石撤去工事の概要は次のとおりである。

<工事契約の変更の状況>

① 原工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	38,566,500	21.10.9	21.10.9 -11.10	(原設計) 飛散防止剤を散布後、重機による集積・積み込みを行い、最終処分場へ運搬し処分
2	—	21.11.6	21.10.9 -22.3.15	住民説明会を受けて工期を変更
3	17,356,500 増額	22. 2.12	—	飛散防止剤の散布をやめ、仮設テントを設置(別工事)し、除去作業を行う ・集積・積込の機械(2台) 油圧式 → 電気式 ・ブルーシート敷き なし → 3, 124㎡ ・アスベスト濃度測定 敷地4回、周辺1回 → 敷地11回、周辺3回、テント内外164回 ・交通誘導員20人 → 交通誘導員49人 警備員120人
4	15,319,500 増額	22. 3. 5	21.10.9 -22.3.31	撤去機械の追加、工期延長(15日)に伴う機械の賃料や測定回数の増加 ・小型電動式バックホウ、発電機等賃料4台60日→5台75日 ・アスベスト濃度測定 敷地11回、テント内外164回 → 敷地14回、テント内外166回 ・交通誘導員 49人 → 101人 警備員 120人 → 155人
5	27,205,500 増額	22. 3.29	—	掘削深さ、掘削手間費、土の搬出量の変更 ・再生碎石・土等の集積・積込 419㎥ → 575㎥ ・土の運搬・処分 156㎥ → 312㎥ ・交通誘導員、警備員計 256人 → 384人
6		22. 3.29	21.10.9 -22.4.30	工期延長
7	—	22. 4.28	—	出来高による変更(総額不変)
計 98,448,000円				

② 追加工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	20,926,500	21.12.24	21.12.24 -22.3.15	仮設テント、負圧集じん機の設置等を行う
2	10,468,500 増額	22. 2.12	—	仮設テントの追加、仕様等の変更 ・仮設テント2つ追加、30日レンタル ・油圧式トラッククレーン1台追加 30日レンタル
3	9,072,000 増額	22. 3. 5	21.12.24 -22.3.31	仮設テントの追加、工期延長に伴う仮設テント賃料等の変更 ・仮設テント1つ追加、30日レンタル ・仮設テント、クレーンのレンタル 60日 → 75日
4	—	22. 3.29	21.12.24 -22.4.30	工期延長
5	▲178,500	22. 4.28	—	出来高による変更
計 40,288,500円				
合計 138,736,500円				

<住民説明会における主な説明内容、住民からの意見等>

(第1回 平成21年10月27日)

項 目	内 容
主な説明内容	1 再生碎石の撤去処分 ・飛散防止剤の散布後、油圧式重機にて集積する。 ・集積したものを袋に詰める。 ・袋を最終処分場へ運び処分する。 2 石綿濃度環境測定 ・作業前、作業中、作業後に測定する。 3 土壌環境測定 ・搬出前に土壌環境測定を行う。 4 仮囲い組立、解体作業 ・作業前に仮囲いを高くして、作業後に解体する。
住民等からの 主な意見等	・飛散防止対策を石綿吹付け材と同等にすること。 (仮囲いは屋根付き、負圧とすること等) ・強アルカリの飛散防止剤による土壌汚染が不安である。 ・碎石を製造した業者の責任は問わないのか。 ・再生碎石の製造工場について、国レベルでの議論が必要である。

(第2回 平成21年12月2日)

項 目	内 容
主な説明内容	再生碎石撤去工事の変更内容 (変更内容) ・飛散防止剤は使用しない。 ・飛散防止対策として仮設テントを設置する。 ・仮設テント内に前室を設置する。 ・仮設テント内を負圧にする。 ・仮設テント内で手作業及び電気式重機にて集積する。 ・作業終了後、テント内の石綿濃度を測定する。 ・石綿濃度測定結果を確認後、次の撤去作業場所へ仮設テントを移動する。
住民等からの 主な意見等	・土壌中の石綿の検査箇所を増やすこと。 ・大気中石綿濃度の測定位置を再度検討すること。 ・集じん機の24時間運転を行うこと。 ・完全に飛散させないため、重機は使用せず手作業によること。

<本件撤去工事の具体的な施工方法(施工計画書から)>

ア	作業前に敷地境界、周辺部の石綿濃度測定を行う。
イ	作業前に土壌環境測定を行う。
ウ	作業前に再生碎石を(表層、中層、土に接する面の3か所)採取し分析を行う。
エ	再生碎石を撤去する場所に石綿飛散防止養生シートの上から仮設テントの組立てを行う。

- オ 仮設テント内の天井、壁部分に単管下地組を行いプラスチックシートで室内養生を行う。
- カ 負圧除じん装置を設置する。
- キ 小型の電動式ミニバックホウを仮設テント内に搬入する。
- ク 前室を設置する。
- ケ 仮設テント及び前室において気密性を取るためプラスチックシート、ガムテープ等を用いて気密性にする。
- コ テントの裾にシートを貼り付け、土と接する部分を土のう等で押さえて敷地にすでに敷き詰めてあるシートに接着テープで固定し気密性を確保する。
- サ 仮設テント内の負圧をかけ作業を行う。(記録式マイクロマンومترで負圧状態を確認する。)
- シ 仮設テント内を水で噴霧しながら、既存石綿飛散養生シートを撤去する。
- ス 作業は手作業を中心とするが、再生砕石が固く締まった部分等は小型の重機による作業を行う。なお、その際は水の噴霧や負圧集じん機による飛散防止装置を合わせて行う。
- セ 負圧除じん装置を動かしながら再生砕石、土を集積する(仮設テント内作業中は、常に水を噴霧しながら作業を行う。)
- ソ 小型電動式ミニバックホウのキャタピラーが再生砕石面に接しないようにコンパネ、ゴムマット等で養生を行う。
- タ 再生砕石を取り除いた後、土(厚さ50ミリ程度まで)は作業員の手作業で所定の深さまで床付けを行う。
- チ 仮設テント内で作業中、負圧除じん装置排気出口付近で石綿濃度測定を行い、石綿濃度測定値が法定の基準値以下であることを確認する。
- ツ 再生砕石・土が適宜な量が集積した後、ミニバックホウ・手作業でフレコンに詰め込む。
- テ 再生砕石撤去完了後仮設テント内の清掃を行う。天井、壁部分は、エアレス(空気圧縮機)でプラスチックシート面を吹き清掃を行う。小型電動式ミニバックホウ搬出の際は、エアレス(空気圧縮機)、真空掃除機、濡れウエス等で掃除を行いながら搬出する。
- ト 仮設テントの移動は、ちり、ほこりが飛散ないように水を噴霧しながら移動式クレーンを使用して作業を行う。
- ナ 再生砕石撤去作業中の石綿濃度測定は敷地境界4方向と負圧除じん装置の排気出口付近及び周辺部について3回行う。敷地から約200m程度の道路上で行う。
また、環境用仮設テント内においても、適宜石綿濃度測定を行う。
- ニ 敷地内に再生砕石、土を詰めたフレコンを集積し一時保管する場合は、養生シートで安全に保管する。フレコンがある程度たまり次第、産業廃棄物運搬車に積み込んで管理型の最終処分場に搬入を行い埋め立て処分とする。フレコンを産業廃棄物運搬車に積み込む作業中は移動式クレーンを用いて行い、ちり、ほこりが飛び散らないように適宜水で噴霧作業を行う。
- ヌ 再生砕石に影響しないよう、敷地内の仮囲いは、作業中適宜に撤去復旧の繰り返し作業を行う。
- ネ 敷地内の既存の敷き鉄板移動作業は、水を噴霧しながら移動式クレーンを用いて行う。敷き鉄板移動作業後、水を噴霧を十分行った後、石綿粉じんが飛散しないように

養生シートを敷き込む。(既存の現場事務所撤去作業時と同じ作業とする。)
ノ 敷地内の再生砕石撤去完了後、土壌環境分析6検体を採取し分析を行う。

第4 監査の結果

監査対象事項に対する判断

請求書、陳述、実施した監査の内容を踏まえ、請求人が不当性を主張する2点について、以下のとおり判断する。

1 土地売買契約書の瑕疵担保責任免責条項（第6条）について

請求人は、「甲（県）は、この土地に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。」との当該条項により、買主である日赤が責任を負うべきで、再生砕石の撤去費用を県が支出するのは不適切であると主張する。

石綿含有建材が土地に内在していたものではなく、県が既存建物の解体に際して再生砕石を敷く工事を行い、その再生砕石の中に混入が確認されたという事実を踏まえると、管財課が、本件は県が実施した工事に起因したものであり、当該「土地に隠れた瑕疵」には該当しないものとして、県が経費を負担して撤去すべきであると判断したことは是認できる。

2 原因不明を理由とした県による撤去費用支出について

請求人は、ずさんな調査により原因を不明とし、県が撤去費用を支出したのは不適切であると主張する。

原因調査については、平成21年9月1日の再生砕石製造事業所への立入検査を始め、管財課、産業廃棄物指導課、環境管理事務所及びさいたま市が連携して調査等を行ったことを確認した。再生砕石の敷設から2年以上が経過している中で原因の特定には至らなかったが、ずさんとされる具体的な状況は認められなかった。

そして原因が特定できない中で、①地域住民の健康被害についての不安が非常に大きかったこと、②大気汚染防止法等に基づく指導監督権限を有するさいたま市から再生砕石の全量撤去について指導を受けたこと、③日赤から円滑な社屋建設についての要請があったこと等、当時の状況を総合的に判断して経費面も含めて県の責任で撤去工事を行うこととした管財課の判断は、再生砕石を敷設した業者の請負契約上の瑕疵担保責任の存続期間が既に経過していたことも考え合わせ、妥当性を欠くものとは言えない。

以上により、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

資料

職員措置請求書

埼玉県監査委員 殿

平成23年5月19日

旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関して

請求の要旨

埼玉県総務部管財課の発注により、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を、再生砕石より目視により選別し改修する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。

同地に於いて「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」が、平成22年1月18日より同年4月30日まで実施された。工事費用は斉藤工業(株)に対し金138,736,500が埼玉県より支出された。工事費用金138,736,500円は不適切な支出である。

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金138,736,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

請求の理由

「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」の大部分（さいたま市浦和区岸町三丁目7番1及び同79番5）は平成20年3月21日に埼玉県から日本赤十字社へ売却された。

平成21年8月「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」に撒かれた再生砕石に混入した建材（スレート片等）から石綿が市民団体の調査により確認され、その後埼玉県の調査でも建材（スレート片等）から石綿が検出し、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を、再生砕石より目視により選別し回収する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。その後「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」が、平成22年1月18日より同年4月30日まで実施され、埼玉県より

工事費用金138,736,500円が支出された。（別紙3～19）

1. しかしながら、同土地売買契約書では、「(かし担保責任)第6条 甲は、この土地に隠れたかしがあっても、その責任を負わないものとする。」(甲は埼玉県)とある。よって本件の責任を売主である埼玉県(甲)が負うべきでなく、買主である日本赤十字社(乙)が責任を負うべきである。石綿含有再生砕石の撤去費用を埼玉県が支出するのは不適切である。

2. また原因調査が杜撰である。埼玉県は同地に撒かれた再生砕石に石綿含有建材が混入した原因を不明としている。同地の再生砕石と同時期に出荷された工事現場14ヶ所に撒かれた再生砕石の埼玉県職員による現場調査でも石綿含有建材を発見に至らず原因を不

明としている。さらに再生砕石工場（蕨市）に於ける埼玉県職員による立入検査でも石綿含有建材を発見に至らず原因を不明としている。しかし当時の埼玉県職員の目視調査能力は非常に疑わしい。何故なら平成22年8月にさいたま新都心で埼玉県職員が再生砕石の石綿含有建材の目視調査を実施したが発見に至らず、再度専門家を交えた目視調査を実施し石綿含有建材が確認された。

原因を不明とし石綿含有再生砕石の撤去費用を埼玉県が支出するのは不適切である。

ちなみに本事案は「知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成21年9月3日管財課）」別紙20、21により知事に説明され承認されたと類推される。

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金138,736,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

「本件に関連連座する全職員」に関して

再生砕石から石綿含有建材が発見された事例としては、和歌山県にて解体工事現場から石綿含有建材がリサイクル施設に搬入され再生砕石として出荷された事例があり、本件が2例目となる。

建設リサイクル法等により、石綿含有建材は分別解体されて、再生砕石に混入しないとされていたが、混入が確認された稀有な案件である。

埼玉県本庁事務の委任及び決済に関する規則

（委任事務の処理）

第四条 1 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。に該当すると思料され、当該事案について速やかに上司に報告し、及びその処理方針について上司の指示を受けなければならない。

上記規則により、管財課長から総務部長、副知事。知事への報告が為され、知事からの指示が窺われる。

次の文書により、知事等へ説明されたことは明らかである。

別紙20 公文書不開示決定の変更決定について（通知）

管財第1447-2号 平成23年2月25日

別紙21 知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成21年9月3日 管財課）」

また管財課職員として

平成21年度 石橋管財課長以下、児矢野副課長、横尾主幹、矢部主査、山田主査、澤間技師（別紙22）
 平成22年度 高柳管財課長以下、児矢野副課長、佐藤副課長、矢部主幹、折原主査、成田主査、澤間技師（別紙4）
 以上が関与している。

別紙事実証明書（資料名を記載、内容は略）

別紙 1 毎日新聞 平成22年8月22日 埼玉版
 別紙 2 土地売買契約書 平成20年3月21日 甲 埼玉県 乙 日本赤十字社
 別紙 3 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における石綿含有建材を含む再生砕石撤去工事（契約一覧表）

以下工事名 40 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における再生砕石撤去工事
 別紙 4 支出命令 文書番号 09400019322010000 起案日 平成22年5月20日
 別紙 5 同上
 別紙 6 埼玉県建設工事請負契約書 平成21年10月9日 金 38,566,500 円
 別紙 7 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成21年11月6日 工期延長 H22.3.15
 別紙 8 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年2月12日 増金 17,356,500 円
 別紙 9 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年3月5日 増金 15,319,500 円
 別紙 10 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年3月29日 増金 27,205,500 円
 別紙 11 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年3月29日 工期延長 H22.4.30
 別紙 12 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年4月28日 精算

以下工事名 57 40 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における再生砕石撤去工事（追加工事）
 別紙 13 支出命令 文書番号 094000293140010000 起案日 平成22年5月20日
 別紙 14 同上
 別紙 15 埼玉県建設工事請負契約書 平成21年12月24日 金 20,926,500 円
 別紙 16 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年2月12日 増金 10,468,500 円
 別紙 17 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年3月5日 増金 9,075,000 円
 別紙 18 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年3月29日 工期延長 H22.4.30
 別紙 19 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成22年4月28日 減 金 178,500 円
 別紙 20 公文書不開示決定の変更決定について（通知）
 管財第 1447-2 号 平成23年2月25日
 別紙 21 知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成21年9月3日 管財課）」
 別紙 22 支出負担行為 文書番号 0937001932920300 起案日 平成22年2月12日

以上

陳述時に提出のあった資料

別紙 2-3 庁内法務相談依頼票（検討段階の相談依頼票を含む）

別紙 2-4 庁内法務相談結果報告（修正前を含む）

以上